

<FAQ>外貨建保険 契約締結時交付書面における一部記載漏れについて

NO	質問	回答	備考
1	どのような事象が発生したのか。	<p>外貨建保険（キャンドル、キャンドル・ワイド）にご加入いただいたご契約者さまに交付する「契約締結時交付書面※」に、法令で定められた事項の1項目の記載が漏れていたことが判明いたしました。</p> <p>※当社においては、契約締結時交付書面として、契約成立時に「生命保険証券」と「お問合せ窓口を記載した書面」を送付させて頂いております。今後は、契約締結時交付書面として「契約にかかる諸費用」を記載した書面も同封の上、送付いたします。</p>	<p>外貨建保険に該当する商品 ①無配当 指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）（米ドル建終身保険キャンドル） ②無配当 米ドル建終身保険（低解約払戻金型）（米ドル建終身保険キャンドル・ワイド）</p>
2	記載が漏れていた事項とは。	<p>「契約にかかる諸費用」となります。外貨建保険にご加入いただいたご契約者さまへは、法令で定められている10項目について、「契約締結時交付書面」に記載しお伝えする必要がありますが、そのうちの1つである「契約にかかる諸費用」についての記載が不足しておりました。その他の項目については、「契約締結時交付書面」に記載しております。</p> <p>なお、外貨建保険のお申込前にご契約者さまに交付し、必ずお読みいただいている「契約概要／注意喚起情報（契約締結前交付書面）」や「ご契約のしおり／約款」には、「契約にかかる諸費用」について記載をしております。</p>	<p>（参考）記載すべき事項は、以下の10項目となります。 ① 保険会社の商号または名称 ② 契約の年月日 ③ 契約にかかる諸費用（手数料等に関する事項） ④ 契約者の氏名または名称 ⑤ 契約者が外貨建保険を締結する保険会社に連絡する方法 ⑥ 被保険者及び保険金受取人の商号、名称または氏名 ⑦ 契約の種類及びその内容 ⑧ 保険金額 ⑨ 保険期間の始期及び終期 ⑩ 保険料及びその支払方法</p>
3	どの法律に定められている事項なのか。	<p>保険業法、および準用する金融商品取引法に定められている事項となります。</p>	
4	「契約にかかる諸費用」とは具体的にどのような内容なのか。	<p>以下の項目となります。 ・ 保険料から控除される諸費用 ・ 保険料等を払込むときの費用 ・ 保険金や解約払戻金等を「円」で受取る場合の費用 ・ 保険金や解約払戻金等を「米ドル」で受取る場合の費用 ・ 解約や減額をした場合の費用 ・ 保険金を年金で受取る場合の費用</p>	<p>詳細は、4月5日に当社オフィシャルホームページに掲載しております、お知らせ「外貨建保険 契約締結時交付書面における一部記載漏れについて」内に添付しております「契約にかかる諸費用に関するご案内」をご参照ください。</p>
5	今回の対象となる契約は。	<p>外貨建保険（キャンドル（2019年4月2日発売）、キャンドル・ワイド（2020年10月2日発売））が対象となります。 発売～2021年3月末までの間に、対象商品にご加入いただき、生命保険証券が到着しているご契約が、本件の対象となります。4月以降に生命保険証券が到着したご契約者さまに関しましては、記載漏れのあった「契約にかかる諸費用」を記載した書面を同封した上で発送しております。</p>	
6	「契約にかかる諸費用」の記載漏れにより、加入している保険に何か影響はあるのか。	<p>お客さまの契約内容に変更が生じることや、追加の費用をご負担いただくことはございません。また、お客さまにお手続き等のお手間が生じることもございません。</p>	
7	外貨建保険の契約が複数あるが、「契約にかかる諸費用に関するご案内」は1通しか同封されていないと良いのか。	<p>ご契約件数に関わらず、ご契約者さまお一人につき1通の「契約にかかる諸費用に関するご案内」を同封しております。 ご希望される方には、契約件数分の書面を送付いたしますので、お客さま相談窓口までお申し付けください。</p>	<p>電話番号は11番に記載しております。</p>
8	保険料や保険金、解約払戻金が変わるのか。	<p>保険料や保険金、解約払戻金が変わることはありません。</p>	
9	手元の生命保険証券は有効なのか。	<p>お手元の生命保険証券は有効です。 送付いたします「契約にかかる諸費用に関するご案内」も「生命保険証券」と併せて大切に保管くださいますようお願いいたします。</p>	
10	今後どのような対応をとるのか。	<p>対象のご契約者さま宛に、順次「契約にかかる諸費用」を記載した書面を発送いたしております。 なお、2021年4月以降に生命保険証券をお受け取りいただいているご契約につきましては、「契約にかかる諸費用」を記載した書面を生命保険証券に同封しております。</p>	
11	問合せ窓口は。	<p>本件の窓口は以下となります。 お客さま相談窓口 0120-021-107 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始休み※） ※4月29日、5月1日、5月4日、5月5日は臨時で営業いたします。</p>	